

平成21年6月11日

組 合 員 各 位

全国海運組合連合会

(緊急不況対策) 老齢船処理事業関連規程等の改正について

昨年秋以来の経済環境激変を受けて、内航業界では緊急不況対策を実施するため、今般、国土交通大臣宛「内航海運暫定措置事業規程の一部改正」について変更認可申請を致しましたのでご報告致します。

内容と致しましては、暫定措置事業規程を活用した21年度限りの措置として

- ①船齢16年以上の老齢船処理を促進するため買上を実施する
- ②買上単価は通常単価の1/2
- ③予算は100億円の範囲内
- ④但し、事業廃止、グループ化・協業化等による事業の効率化を伴うものに限定
(グループ化・協業化等については所属組合にご相談下さい)

※ 第1回目の募集期間は7/1～7/20の予定です。

又、これに関連して理事会決定事項等の一部改正も行われましたので、併せて別紙をご参照下さい。

以 上

内航海運暫定措置事業規程の一部改正(案)

1. 改正事項

- (1) 規程附則を次のとおり改正し、船齢16年以上船を対象とする解撤等交付金制度を期間を限定して創設する等の内航老齢船処理事業を実施する。

附 則(平成10年5月15日)

(施行期日)

- 1 この規程は、運輸大臣の認可のあった日(平成10年5月15日)から実施する。

(内航海運老齢船処理事業の実施)

- 2 総連合会は、組合員の経済的地位を改善し、もって内航海運業の円滑な運営により国民経済の健全な発達に寄与する目的を達成するため、内航海運業の用に供する老齢船舶の解撤等による処理事業(以下「処理事業」という。)を実施するものとする。

- 3 第3条第1項、第2項、第4項、第6項、第8項、第10項から第14項までの規定は、処理事業について準用する。この場合において、同条第6項中「第10条」とあるのは「附則第7項」と読み替えるものとする。

(調整対象船舶)

- 4 調整対象船舶は、船齢16年以上の貨物船及び油送船であって、業法に基づく内航海運業の登録もしくは変更登録又は届出に係る総トン数20トン以上の船舶とする。

ただし、バージとセットされる押船については、総トン数20トン未満のものも対象とする。

(解撤等交付金の交付)

- 5 組合員が自己の所有する交付金対象船舶に係る解撤等交付金の交付を受けようとするときは、所属の海運組合を経由して、総連合会に処理事業に係る解撤等交付金の交付申請(以下「交付金申請」という。)をし、その認定を得るものとする。

ただし、交付金申請額の合計が100億円に達した時点で申請受付を打ち切る。

- 6 解撤等交付金単価は、船種別に次の通りとする。

船種等区分		解撤等交付金単価 (単位：円/対象トン数当り)
一般貨物船		28,000
特殊貨物船	イ. 同種の特殊貨物船の引当により承認されたもの	13,250
	ロ. トン当たり10万円の納付金によるもの	11,925
	ハ. トン当たり10万円未満の納付金によるもの	10,600
	ニ. 30分の8で自家用船から転用された砂利船	7,950
	ホ. 違反船正常化により承認された土運船・砂利船	6,625
	ヘ. イ～ホ以外の条件により承認された船舶	2,650
	ト. 被曳はしけ	5,300
	チ. 台船	2,650
油送船		13,250
IMO船(特殊油送船)		6,625
曳船		2,800
特殊な条件により承認された船舶		1,325

注1：一般貨物船の引当資格を有する特殊貨物船の一般貨物船引当資格部分の解撤等交付金単価は、一般貨物船の単価を適用する。

注2：特殊貨物船の船種区分は、解撤等交付金申請対象船舶の建造等承認時の条件を基準とする。

注3：木船の解撤等交付金単価は、鋼船の単価の1/2とする。又、油はしけの解撤等交付金単価は、油送船の単価の2/3とする。

